

インフルエンザの予防接種が始まりました —費用助成のご案内—

市民税非課税世帯・生活保護受給世帯・中国残留邦人等支援給付受給世帯の方を対象に、接種費用を全額助成します。

問 総合保健センター ☎45-0271(費用助成について) ☎46-3254(その他インフルエンザ全般について)

公費負担証明書による助成

人 助成対象者で市内の協力医療機関で接種する方

申 公費負担証明書交付申請書(一人につき1枚)に必要事項を記入し、「〒181-0004新川6-35-28総合保健センター」へ郵送後、1～2週間で返送される公費負担証明書を接種時に医療機関へ提出し接種を受けてください。65歳以上の生活保護受給世帯・中国残留邦人等支援給付受給世帯の方は地区担当員にお問い合わせください。

償還払い(払い戻し)による助成

人 助成対象者のうち市外の協力医療機関で接種した方、公費負担証明書の申請前に接種費用を支払った方

申 償還払い(払い戻し)申請書(一人につき1枚)に必要事項を記入し、医療機関で受け取る領収書と、予防接種済証(母子手帳の予防接種記入欄のコピーでも可)、口座番号を確認できるもの(申請者と口座名義人が異なる場合は委任状)を添付のうえ郵送で「〒181-0004新川6-35-28総合保健センター」へ。受理後1カ月程度で口座へ振り込みます。

※市民税非課税世帯の方のうち、平成22年1月1日現在で市外在住の方(20歳以上)は、平成22年1月1日現在の住所があった市区町村が発行する市区町村民税非課税証明書を添付してください。

※各申請書は、総合保健センター、市役所(市民課、地域福祉課、生活福祉課)、市政窓口などで配布しています。

日本脳炎予防接種のお知らせ

日本脳炎予防接種は、第1期接種対象年齢(3～7歳6カ月未満)と第2期接種対象年齢(9～13歳未満)に該当するお子さんは、公費負担での接種ができます。

問 総合保健センター ☎46-3254

日本脳炎予防接種の接種スケジュールと方法

第1期(3～7歳6カ月未満) ※9～13歳未満で第1期の接種を完了していないお子さんも接種できます。	初回接種(1回目・2回目)＝6日～28日の間隔をあけて2回接種 追加接種(3回目)＝初回接種2回目終了後、おおむね1年経過後1回接種
第2期(9～13歳未満)	1回のみ接種

◆今年度3歳になるお子さんに、第1期接種(初回接種)の予診票を郵送しています(誕生月の月末に送付)。

◆4～7歳6カ月未満で第1期接種を希望するお子さんは、総合保健センターへ予診票の送付を申し込んでください。

◆9～13歳未満で、第2期接種を希望するお子さん、または第1期の接種を完了していないお子さんは、総合保健センターへ予診票の送付を申し込んでください。

小学校就学に向けての説明会

小学校生活と入学までに培う力 —体づくりを通して考える—

小学校就学に対する不安に応えるため、小学校での生活や入学までにどのような力が必要なのか、秀明大学教授の杉山雅勇さんが具体的にお話します。また、学童保育所の生活について、三鷹市社会福祉協議会の学童保育員が説明します。

人 平成23年度に就学するお子さんの保護者

日 11月20日(土)午前10時～正午 所 教育センター

申 問 学務課 ☎内線3291へ



子どものスポーツ と心臓震盪

健康「ラム

「脳震盪なら知っているが、心臓震盪というのは聞いたことがない」という方も多いのではないだろうか。しかし、これは健康な方にも起こりうる怖い心臓の病気で、突然死を起こす原因となるものです。70%以上が18歳未満の子どものみられ、スポーツ中に発症することが多いので、特に子育て中の保護者や子どもと関わることの多い方に知っておいていただきたい病気です。

心臓震盪とは、外部から胸部に受けた衝撃が原因で引き起こされる心室細動(しんしつさいどう)により、心臓が機能できなくなる状態をいいます。野球やソフトボールでの発症が最も多く、アイスホッケー、バスケットボール、サッカーなどの球技、ボクシングなど体同士の衝突によっても起こります。中には、親からの体罰で発症したケースもあります。特に肋骨や肋骨の柔らかい子どもの場合は、胸部への比較的弱い衝撃でも起こりうる病気です。予防は胸部への不要な衝撃を避けることで、頑丈なプロテクターを装着する以外に、完全に防ぐことは難しい状況です。

心室細動の発症は心臓が止まった状態と同じ意味合いを持ちます。この状態が5分以上続くと脳障害の発症する可能性が高くなり、10分以上続けば救命は困難になります。救急隊の到着時間の平均は約6分、病院搬送までの時間は約26分ですから、発症したら周囲の人がいかに迅速に対応するかが、患者の命を救うカギとなります。

心臓震盪を起こした人を発見したらまず大きな声で周囲に知らせ、心肺蘇生(心臓マッサージ、人工呼吸)、119番通報、AED(自動体外式除細動器)使用を速やかに行うことが重要です。AEDの設置場所などをあらかじめ把握しておくと、より速い対応が可能になります。ぜひともこの病気を知っておいていただき、もしものときにはリーダーシップを発揮して迅速な対処がとれるように心の準備をしておきたいものです。

問 三鷹市医師会 ☎47-21155

11月9日(火)～15日(月)は 秋の火災予防週間

『「消したかな」あなたを守る 合言葉』
『住警器 頼れる我が家の 見張り番』

問 防災課 ☎内線2283

住宅火災の原因は、ガステーブルなどの調理器具やたばこによるものが多くなっています。特に火災が発生しやすいこれからの季節、家の周りに燃えやすいものを置かないなど火災予防意識を高めましょう。期間中、三鷹市消防団では夜間(午後7時～10時)巡回広報と警戒を行います。

◆消防ポンプ自動車など14台による火災予防広報パレード

日 11月9日(火)午前9時から

所 三鷹市暫定管理地(東京多摩青果跡地)～市内一帯

◆住宅用火災警報器の設置はお済みですか？

4月から、既存の住宅へも住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。煙や熱を感知し、警報音で火災の発生を知らせてくれる住宅用火災警報器は、火災の早期発見に大変効果があります。必ず取り付けましょう。取り付け場所などくわしくは消防署・消防出張所へお問い合わせ・ご相談ください。※高齢者、障がい者世帯への助成制度もありますのでご利用ください。くわしくは高齢者支援課 ☎内線2625へ。



大地震発生時の被災者体験をしてみませんか？

大地震が発生した時の、市災害対策本部の活動や防災機関・応援協定締結団体など相互の連携活動の強化を図るため、「災害対策本部運営・防災関係機関連携訓練」を行います。みなさんも協力者や被災者として訓練に参加し、避難所生活などの疑似体験ができます。いざというときの心構えとして、この機会にぜひご参加ください。

災害ボランティア受付派遣、り災証明書申請発行、避難所・医療救護所の設置運営、給食・緊急物資の配給など

※参加者には、給食訓練や緊急物資配給訓練で昼食、備蓄食料などの配給があります。

日 11月21日(日)午前9時30分～正午 所 三鷹市民センター周辺

申 当日会場へ(午前9時30分～10時30分に福祉会館前で受付)

問 防災課 ☎内線2284

消防団協力事業所を新たに認定しました

市では、消防団活動への一層の理解と協力を得るために、「三鷹市消防団協力事業所表示制度」を設けています。これは、従業員が消防団に入団・活動しやすい環境作りなどを行っている事業所を「消防団協力事業所」として認定し、地域貢献を社会的に評価することで、地域の消防・防災体制の充実強化を図るものです。

この制度に基づき、市内で2番目の消防団協力事業所として、第六分団長が勤務する(株)三鷹金属化工所を認定し、8月20日に認定証交付式を行いました。

父子家庭の児童扶養手当の 申請期限は11月末日です

8月1日から、父子家庭も児童扶養手当の支給対象となりました。7月31日時点で支給要件に該当している父子家庭の方は、11月30日(火)までに申請すると8月分の手当から支給されます。11月30日を過ぎると「申請の翌月分」からの支給になりますので、早めに申請してください。

◆支給要件

次の①～⑤のいずれかに該当するお子さん(18歳に達する日以降の最初の3月31日まで、一定程度の障がいがある場合は20歳未満を養育している方)

① 父母が婚姻を解消した

② 父または母が死亡した

③ 父または母が一定程度の障がいの状態にある

④ 父または母の生死が明らかでない

⑤ そのほか(父または母が1年以上遺棄している、父または母が1年以上拘禁されている、婚姻によらないで生れたお子さんなど)

※所得制限や、公的年金の受給状況などにより手当が支給されない場合があります。くわしくはご相談ください。
申 事前に子育て支援課(市役所4階43番窓口)で相談のうえ、必要書類を添えて同課へ
問 同課 ☎内線2753